神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

国家と私企業間の投資紛争の解決: 世銀条約の問題点とその思索

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 1967-12-31
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 小原, 三佑嘉, Ohara, M.
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2185

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



国家と私企業間の投資紛争の解決

――世銀条約の問題点とその思索 ――

小原三佑嘉

1967年3月から7月21日まで開催された第55特別国会において、国際復興開発銀行(通称世界銀行または世銀という)の理事会の提出になる「国家と他の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」(Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States)がその最終日の7月21日に承認された。本条約は、世銀理事会が主催した各国の法律専門家からなる委員会の協力をえて、1965年3月18日に起草されると同時に、同理事会がこれを承認して世銀加盟国102カ国に対して本条約の署名および批准を求めた。その結果、本条約は、それの発効に必要な署名国の20カ国目の批准書が寄託されてから30日を経過した1966年10月14日に効力を生じた。わが国政府も、国際民間投資による経済開発の重要性ならびに国家と外国投資家である私企業との間の紛争の迅速かつ平和的解決の必要性にかんがみて、すでに1965年9月23日に署名をすませ、前述の国会での承認の上、1967年8月17日付をもって世銀本部に批准書を寄託した。

^{(1) 1967}年9月1日現在の批准国はつぎのとおり。(順不同)

英国、米国、日本、フランス、スエーデン、ノルウェー、オランダ、パキスタン、マレシァー、韓国、チュニジア、ジャマイカ、象牙海岸、ナイジェリア、モーリタニア、ニジェール、中央アフリカ、ダホメ、アパボルタ、ガボン、カメルーン、モロッコ、ガーナ、コンゴ・ブラザビル、トーゴ、チャド、ケニア、マダカスカル、ウガンダ、マラウイ、アイスランド、セネガル、トリニダッド・ドバゴ、ユーゴ、シエラ・レオーネ、サイスプラスの以上36カ国であり、わが国は35番目の加盟国である。

因みに,本条約の署名国はつぎのとおり。(順不同)

ドイツ, ベルギー, デンマーク, イタリア, ルクセンブルグ, オーストリア, ギリシア, ア イルランド, ギリシア, 中華民国, ネパール, アフガニスタン, ブルンデイ, エチオピア, リ ベリア, ソマリア, スーダン, セイロン, フインランド。

本条約については,筆者はその草案作成の初期の段階から深い関心をもち,若干の論文を紹介しているので,その全文ならびに本条約が起草されるにいたった背景と動機の紹介はそれらに譲ることにして,本稿では本条約の骨子とそのなかで最も重要かつ中枢的部分を占める「センターの管轄」(Jurisdiction of the Center)に関する規定の問題点を中心にふれてみたいと思う。

1. 世銀条約の骨子

本条約は,前文,10カ章75カ条および末文からなりたち,その内容は大要 つぎのとおりである。

前文 (Preamble) 国家と私企業との間で国際的民間投資から生ずる 紛争を 国際的な調停または仲裁に付託することができるためのサービスを提供する センターを創設することを目的とする。このような投資紛争をセンターによ る調停または仲裁に付託する旨の両当事者の合意は,各当事者が調停人の勧 告に然るべき考慮を払うこと,またとくに仲裁判断にはどんなものでも服す るという拘束力のある約定を構成する。

- (2) ① 国家と他国民との間の投資紛争の解決に関する条約(1963年起草案) 昭和39年9月 ICC月報 No. 75
 - ② 国家と個人間の投資紛争の解決 昭和39年12月 海外商事法務 No. 30
 - ③ 国際通商関係における仲裁の重要性 昭和39年10月 ICC小冊子
 - ④ 投資紛争の解決 昭和40年1月 世界経済評論1月号
 - ⑤ 国家と他国民との間の投資紛争の解決に関する条約(全文とコメント) 昭和40年5月 海外商事法務 No. 35
 - ⑥ 海外進出企業待望の国際投資紛争仲裁センター 昭和41年3月 経営科学3月号
 - ⑦ 世銀の投資紛争仲裁センター 昭和42年4月 貿易と関税4月号
 - ⑧ 国家と他国民の間の投資紛争の解決に関する条約(全文私訳) 昭和42年3月 貿易クレームと仲裁
 - 世銀の投資紛争の解決に関する条約批准さる 昭和42年8月 海外商事法務 No. 62

第1章 投資紛争国際解決センター (International Center for the Settlement of Investment Disputes; ICSID と略称される) センターは,その運営の最高 議決機関である理事会 (Administrative Council),事務執行機能を果す事務 局 (Secretariat) および調停人名簿と仲裁人名簿 (Panel of Conciliators and Panel of Arbitrators) からなりたち,その所在地を世銀の本部におき,世銀とは別個の独立した国際的法人格を有する。

第2章 センターの管轄 (Jurisdiction of the Center) 後述

第3章調停 (Conciliation) および第4章仲裁 (Arbitration) 本条約にもとづく調停・仲裁手続の開始を請求する当事者は、すべてセンターの事務局長あてに書面によりその旨を通知することを要し、その請求が登録されたら、できるだけ早く調停委員会 (Conciliation Commission)・仲裁裁判所 (Arbitral Tribunal) が構成されることになる。調停委員会も仲裁裁判所も、当事者の合意により任命される単独または奇数の調停人・仲裁人 (名簿外から任命しても差支えない) で構成されるが、その構成にあたり、第3の調停人または仲裁人の任命等の必要な措置について、当事者間で合意が成立しないときは、理事会議長(世銀総裁が兼ねる)がこれを行う。その他、仲裁裁判所の権限および任務、仲裁手続に適用する法規、裁判所の保全措置、仲裁判断(Arbitral Award)の方式、仲裁判断の解釈・再審および取消 (Interpretation、Revision and Annulment of the Award)、仲裁判断の承認および執行 (Recognition and Enforcement of the Award) など詳細な規定が設けられている。

仲裁判断は、両当事者を拘束し、上訴その他いかなる救済手段をも許さないものとして、各締約国はこれを拘束力あるものと認め、かつそれを自国の裁判所の確定判決と同一の効力を与える。また、仲裁判断の執行は、その執行が求められる国で現に適用されている判決の執行に関する法令にしたがって行われる。

第5章 調停人と仲裁人の交代および失格 (Replacement and Disqualification of Conciliators and Arbitrators) 略

第6章 手続の費用 (Cost of Proceedings) 略

第7章 手続の場所 (Place of proceedings) 調停・仲裁手続は、別段の指示のないかぎり、センターの所在地で行われるが、当事者間で合意が成立した場合には、その手続は、ヘーグの常設仲裁裁判所またはセンターが取決めるその他公的または民間の機関においてこれを行うことができる。

第8章 締約国間の紛争 (Dispute between Contracting States) 本条約の解釈または適用に関する締約国間の紛争の解決方法は、締約国の自由に委ねるが、それが不可能な場合は、その決定を国際司法裁判所に付託する。

第9章 改正 (Amendment) 略

第10章 最終規定 (Final Provisions) 本条約は,締約国が国際関係について責任を負っているすべての領域に適用されるが,しかし当該国が除外する領域は適用されない。本条約は,世銀加盟国および国際司法裁判所当事国に署名を求めるが,その他の国に対しても理事会の ²/₃ 以上の多数により署名を求めることができる。

2. センターの管轄に関する条約規定

本条約は、センターの管轄に関してつぎのように定めている。 第25条

- (1) センターの管轄は、締約国(その行政区画または機関でその締約国がセンターに対して指定するものを含む)と他の締約国の国民との間に投資から直接生ずる法律上の紛争であって、両紛争当事者がセンターに付託することにつき書面により同意したものに及ぶ。両当事者が同意を与えた後は、いずれの当事者も、一方的にその同意を撤回することはできない。
- (2) 「他の締約国の国民」とは、次の者をいう。
 - (a) 両当事者が紛争を調停または仲裁に付託することに同意した日および 第28条(3)または第36条(3)の規定にもとづいて請求が登録された日に紛争 当事者である国以外の締約国の国籍を有していた自然人。ただし、その

いずれかの日に紛争当事者である締約国の国籍をも有していた者は、含まれない。

- (b) 両当事者が紛争を調停または仲裁に付託することに同意した日に紛争 当事者である国以外の締約国の国籍を有していた法人およびその日に紛 争当事者である締約国の国籍を有していた法人であって外国人が支配し ているために両当事者がこの条約の適用上他の締約国の国民として取扱 うことに合意した者。
- (3) 締約国の行政区画または機関の同意は、その国の承認を必要とする。ただし、その国がその承認を必要としない旨をセンターに通知する場合は、この限りではない。
- (4) 締約国は、この条約の批准、受諾もしくは承認の時に、またはその後いつでも、センターの管轄に属させることを考慮しまたは考慮しない紛争の種類をセンターに通告することができる。事務局長は、その通告を直ちにすべての締約国に通知する。この通知は、(1)に規定する同意とはならない。第26条

この条約にもとづく仲裁に付託する旨の両当事者の同意は、別段の意思 が表示されない限り、他のいかなる救済手段をも排除してその仲裁に付託 することの同意とみなされる。締約国は、この条約にもとづく仲裁に付託 する旨の同意を条件として、その締約国における行政上または司法上の救 済手段をつくすことを要求することができる。

第27条

- (1) いかなる締約国も、その国民および他の締約国がこの条約にもとづく仲 裁に付託することに同意しまたは付託した紛争に関し、外交上の保護を与 え、または国家間の請求を行なうことができない。ただし、当該地の締約 国がその紛争について行われた仲裁判断に服さなかった場合は、この限り でない。
- (2) (1)の規定の適用上、外交上の保護には、紛争の解決を容易にすることの

みを目的とする非公式の外交上の交渉を含まない。

3. センターの管轄の合意

本条約にいうセンターの管轄の語は、この条約の諸規定を適用し、かつセンターの施設 (facilities) を調停および仲裁手続に利用する範囲と限界を意味するために便宜的に使用されたものである。このセンターの管轄に関する第25~27条の諸規定は、センターの管轄に発生する3つの要素、すなわち当事者の合意、当事者の資格および紛争の性質を決定する重要な事項のみを定めている。

センターの管轄の基礎は当事者の合意であり、その管轄の合意は書面 (in writing) によることを要し、一たん合意すれば、一方的にこれを撤回することができない (irrevocable) となっている。この場合の書面とは、基本たる契約とは別の書面でなされる必要はなく、また口頭 (oral) でさえなければ、電報、電信、テレックス、テレタイプ等によっても差支えない。これは、同じく多数国間条約としての1958年の国連採択の「外国仲裁判断の承認および執行に関する条約」(Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbritral Awards) および1961年の国連欧州経済委員会採択の「国際商事仲裁に関する欧州条約」(European Convention on the Intermational Commercial Arbitration) の諸規定と同じ趣旨のものである。

本条約では、投資契約 (Investment Agreement) のなかに将来の紛争 (future dispute) をセンターに付託する旨を定めた仲裁条項 (Arbitration Clause)か、または現実に発生した紛争 (existing dispute) をセンターに提起する付託契約 (Submission Agreement) のいずれによっても、合意が成立するとなっているが、その合意のあった旨を書面にあらわす場合、何も一つの書面にそれを示す必要はないようである。たとえば、被投資国側の外資導入または合弁会社等に関する法律のなかに、その投資から生ずる紛争で一定の要件を与える事案はセンターの管轄に付託する旨を定めている規定があれば、外国

の私企業はこれを相手国の仲裁契約のオファーであるとみなして,これに対して書面または電報などの方法によって承諾することにより,同意を与えたことことになるものとみなされる。それ故,海外投資を行う企業は,相手国の法律を十分調べておくことが肝要である。

ところが、本条約の前文によると、たとえ本条約の締約国であっても、紛争当事者の合意がなければ、本条約の批准または承認をすませているという単なる事実だけでは、個々の紛争の場合にセンターの管轄にそれを付託する義務を負うものではないということを明らかにして、当事者の自主性を尊重している。このことは、当事者間の自由意思を尊重するあまり、たとえ本条約の加盟国であっても、その国が私人たる他国の企業の請求によるセンターの管轄への仲裁付託を拒否しうる途を残していることは、本条約の存在価値を少なからしめるおそれがあることを指摘したい。この点を回避するためには、本条約の批准、受諾または承認と並行して、各国がそれぞれ国際投資憲章 (International Insurance Scheme) および 2 国間の投資保証協定 (Investment Guarantee Agreement) などの多角的または双務的な投資協定の加入を実現して、投資紛争が

⁽³⁾ 多角的な協定または条約の主なものをあげれば、つぎのとおり。

① 国際商業会議所(ICC)の1949年の「外国投資公正取扱基準」(International Code of Fair Treatment of Foreign Investment)

② OECD の1966年の「外国人財産の保護に関する条約案」(Draft Convention of the Protection of Foreign Property)

③ 欧州会議 (Coucil of Europe) の1962年の「一方だけが国家である当事者間の国際紛争の解決のための仲裁および調停規則」(Rules of Arbitration and Conciliation for the Settlement of International Disputes between Two Parties of which only one is a State)

④ 国際法協会 (International Law Association) の1962年の「外国投資仲裁裁判所規程草案」(Draft Statutes of the Arbitral Tribunal)

⑤ 民間外国投資促進保護協会 (International Association for the Promotion and Protection of Private Foreign Investment) の1962年の「投資に関する紛争の仲裁のための国際機関の設立に関する多数国間条約案」

⑥ 世銀の1966年の「国際投資保険制度に関する条約」(Draft Convention on International Investment Insurance Scheme)

発生した場合、その解決を必ず本条約にいうセンターに付託する旨の確約を 予め国家間でとりつけておく以外に方法はないように思われる。

4. 当 事 者 適 格

センターの管轄の対象となる紛争当事者は、第25条第1項によると、当事者の一方が締約国(Contracting states)または締約国の行政区画(Constituent subdivisions)または機関(agency)であって、他方の当事者は他の締約国の国民(nationals)でなければならない。前者の締約国とは、わが国でいえば、たとえば、政府、市町村、都道府県など地方公共団体のように領域の一部について行政権限を有する行政区画および公社、公団、公庫、事業団政府関係の金融機関等の特別法によって設立された機関(agency)のことを指す。後者にいう他の締約国の国民には第25条第2項によると、自然人(natural person)と法人(juridicial person)の双方が含まれるが、場合により公社、公団のような特別法にもとづいて設立された公法人もこれに含まれることもありうるとしている。

ここにいう自然人とは、紛争当事者である国の国民であった自然人がたとえ同じときに他の国の国籍を有していたとしても、センターの手続における当事者の対象とはならず、それ以外のすべての他の締約国の国民のことであって、厳格に定義づけられている。これに対して、他の締約国の国民として扱われる法人の場合は、自然人の場合より弾力的に規定されている。すなわち、紛争当事者である国の国籍を有していた法人は、当該国がその法人を外国人が支配しているという理由により他の締約国の国民として取扱うことに同意した場合は、センターの手続きにおける当事者適格として認められている。この「外国人が支配している」という意味は、わが国の場合についていえば、日本の国籍を有しない自然人、外国法にもとづいて設立された法人等が直接または間接的に株式または持分を所有するなどの方法によって、実質的に支配していることを指すものと解される。

本条約が紛争の当事者を締約国と他の締約国の国民とに限定した理由は,低開発国,先進国のいかんを問わず,その国の経済開発における外国民間投資の役割の重要性にかんがみて,当該国へこのような民間投資を促進するため,外国投資家と受入国(host country)との間に発生した投資紛争を国際的に解決するための制度を確立することにある。私企業間の投資紛争は,両当事者の合意する国際的な民間仲裁機関ないし通常の国内訴訟手続にしたがって解決を図ることが可能であるので,この分野における新規の国際紛争解決機関の設立は現在のところ必要とされていない。また,国家間の紛争の場合においても,へ一グの国際司法裁判所および国際仲裁裁判所等による解決方法が存在しているが,国家と私企業間のそれは従来より必ずしも整備されていなかったために,本条約によって国家と私企業間の紛争解決の制度の確立が早くから要請されていたのである。

このように、本条約は、国家と私企業との間の紛争を対象としているが、(5) たとえば、国家が自国民の投資紛争による損害請求を投資保険等によって塡補し、その企業の権利を代位(subrogation)した場合、相手方が私企業であれば、当事者適格としてセンターの手続の対象となるが、相手側が国家であると自国企業の債権を政府が保険代位した場合は、国家と国家とが紛争の当事者になるので、本条約の適用外となりそうである。

⁽⁴⁾ わが国の投資保険にはつぎの制度がある。

① 投資元本保険 株式の取得によって海外投資を行った企業がその株式を収**奮**されあるいは 損害をうけて解散した場合または株式を処分したことにより受ける損失の75%を塡補する保 険制度。

② 投資利益保険 株式取得によって海外投資を行った企業がその株式に対する配当金を非常 危険のために日本に送金できない場合にうける損失の75%を塡補する保険制度

③ 輸出代金保険 設備等の資本財を輸出し、または技術援助契約にともなう労務を提供した 企業が、船積後の危険により受ける損失の90%を塡補する保険制度

⁽⁵⁾ わが国にとくに関係の深い民間仲裁機関の主なものはつぎのとおり。

¹ ICC Court of Arbitration

² American Arbitration Association

⁽³⁾ London Court of Arbitration

⁽⁴⁾ Japan Commercial Arbitration Association

5. 投資紛争の性質と内容

本条約にいう紛争とは、投資から直接生じた法律上の紛争 (legal dispute arising directly out of an investment) でなければならないとなっている。第25条第1項に述べられている法律上の紛争という意味は、本条約の性質上、法律上の権利の牴触 (conflicts of rights) がセンターの管轄の範囲内にあって、単なる利害関係の衝突 (conflicts of interests) を内容とする紛争は含まないということを明らかにするために強調されたものと思われる。それ故、この紛争は法律上の権利または義務の存在と範囲 (existence or scope of a legal right or obligation)、あるいは法律上の義務不履行に対してなされるべき補償 (reparation) の性質または程度いかんに大いに関係してくることになる。したがって、ここでいう紛争は投資との間に直接の因果関係がある紛争であって、その争点が法律問題に関するものでなければならない。

ところが、本条約では、投資に関する定義を設けることを避けた。その理由は、条約起草の段階において、資本輸出国と資本輸入国、いいかえれば先進国と後進国との間に投資の解釈および意味に関して、意見の対立がみられたため、これを画一的に定義づけることを避けて、各国の自由判断に委ねられることになった。しかし、本条約の起草者は、当初、投資の意味をつぎのように考えていた。すなわち、投資とは、金銭 (money) または不確定期限の経済的価値を有するその他の資産の拠出 (contribution) のことをいい、それが期限付きの場合は5カ年以上にわたる期間の拠出を意味すると了解されていた。このように、投資の意味が一定していないことは、将来、センターの管轄に付託される投資紛争の解釈をめぐって意見の対立がでてくることも予想される。たとえば、紛争当事者となった締約国と他の締約国の投資家が考える投資の内容とその範囲に相違があったり、また投資国と被投資国との間に当然考え方が異なるようなこともあると考えなければならない。

投資の解釈については、先進国はできるだけこれを広範囲に取扱うよう主

張する傾向にあり、後進国はそれを限定的に解釈したがるだろう。結局、世銀では、投資の意味については、本条約の今後の具体的運用と各国の利用状況をみて確立していきたい考えのようである。もちろん、わが国の立場からいえば、投資の範囲を広く解しておいた方が得策であるということは、いうまでもない。それでは、わが国でいう投資にはどんなものがあるのか。まず、外資法によると、第10条(技術援助契約の認可)、第11条(株式または持分の取得の認可)、第12条(受益証券の取得の認可)ならびに第13条(社債または貸付金債権の取得の認可)の対象となるものが投資であるとされている。第2に、外国為替貿易管理法をみると、第30条(債権)、第31~35条(証券)、第36~41条(不動産)および第42~43条(役務)などが投資として定義されている。さらに、国際的な定義としては、OECDの資本移動自由化コードの付属書A表に掲げられている直接投資がそれである。

したがって、わが国が考慮すべき投資の内容は、それを具体的に示すと、一応つぎのようなものがあげられる。すなわち、1)事業活動を営むために必要とされる動産や不動産の所有権および鉱業権の収取、2)会社や組合の株式、持分、受益証券等の取得、3)現金または現物の貸付による債権取得および輸出代金の延払い債権の取得、4)工業所有権、コンサルテング・サービス等の役務の提供などがそれである。これらにともなう紛争の具体例としては、大きくわけてつぎのケースが考えられる。

- 1) 締約国と他の締約国の私企業との間に結ばれた投資契約に関連して,① 私企業が相手国に対して有する債権について,当該国がその債務を履行しない場合,および②国が外国私企業に対して有する債権について,当該私企業がその債務を履行しない場合などがそれである。
- 2) 私企業と私企業との間に結ばれた合弁会社や技術援助契約等に関連して、 ①私企業が相手国において所有する工場の施設や技術を当該国政府が国有化 (Nationalisation) ないし接収 (expropriation) し、その補償金の支払いについ

⁽⁶⁾ 海外商事法務 1967年8月号拙稿

て紛争が生じた場合,および②元本,利益,配当ならびにロイヤルティ等の 外貨をパートナーである外国私企業に送金することを当該国政府が禁止した ことにより,外国企業の権利を侵害する場合などの紛争が,本条約の適用の 対象となりうる。

以上の1)と2)のケースのうち,2)に掲げるような紛争の場合,国家が果して私企業の要求によりセンターの仲裁に付託することに同意するかどうかは、ケースによって至難の業になりそうである。しかし,第25条第4項によると、各締約国がセンターの管轄に属すると認めるかまたは認めない投資紛争の種類をあらかじめセンターに通知することができるという任意規定になっているとはいえ、いやしくも本条約に加盟した以上は、私企業が紛争をセンターに付託した場合の請求には国家としても十分な考慮を払ってこれを受けて立つだけの積極的な態度があって然るべきである。

6. 国内的救済手段の排除の原則と先例

本条約の最も大きな進歩の1つは、当事者間で別段の合意のないかぎり、センターに紛争を付託することに同意した仲裁は、他の救済手段を一切排除 (exclusion of any other remedy) したことを意味するという第26条の原則である。すなわち、国家と私企業がセンターの仲裁に付託することに同意して、しかも他の救済手段に依拠する権利を留保しなかったりまたはその他の救済手段を事前につくすことを要求しなかったりした場合は、両当事者は、他のいかなる救済手段、たとえば行政上または司法上の救済手段 (administrative or judicial remedy) をも排除してセンターの管轄に付託することを意図したものとみなされる。しかしながら、現地における救済手段をつくすという国際法の原則を変更する意図は全然考えておらないということを明らかにするために、本条約は現地における救済手段を事前につくすことを要求する主権国家の権利も認めている点を忘れてはならない。

⁽⁷⁾ P.C.I.J., Series C. No. 78, p. 7~8 および Schwebel and Wetter; op. cit., p. 496~498.

何はともあれ、前記の国内的救済手段の排除の原則を確立したことは、国際法の大きな進歩であるというのは、つぎの事件にみられるように、従来より、国家と私企業間の投資紛争の多くは、契約中に仲裁条項が規定されていたにもかかわらず、現地の行政上または司法上の救済手段をつくさなければならないという国家の要求が非常に強かったため、公正な解決を求めることは非常に困難であったからである。国内的救済手段に関する先例としては、たとえば、1950年にユーゴ政府とスイスのR会社との間に締結された鉄道建設契約に関して、ユーゴが契約を破棄したことにより、契約中の仲裁条項の有効性が争われた。その仲裁条項には、つぎの取決めがなされていた。

「契約条項および要件の履行または解釈に関して契約当事者間に生じた意見の相違あるいは紛争は、もしその当事者間で友好的解決が得られない場合には、強制的な仲裁 (compulsory arbitration) によって解決されるものとする。当事者の一方による請求があってから30日以内に、各当事者は、協力して紛争を解決するための仲裁人をそれぞれ1名づつ任命しなければならない。仲裁人の間で意見の一致がなく、また当事者の一方がその定められた期間内に仲裁人を任命しない場合、事案は、スイス連邦裁判所長官か、またはその長官の指名する審判人としての第3の仲裁人に付託されるものとする。……その仲裁判断は、ユーゴで与えられるものとする。この仲裁判断に対する上訴は許されない。」

R会社は、この仲裁条項にしたがって仲裁を請求したが、ユーゴはその期間内に仲裁人を任命しなかったため、事案はスイスの裁判所長官の審判に付託された。その審判の過程において、ユーゴは、当時すでに自国で発効していた法律が国家に対するいかなる紛争も国内の通常裁判所に提起されるだけであると規定していることを理由に、その審判の管轄権を否認する抗弁を提起した。審判人は、このユーゴの抗弁に対し、それが仲裁条項の有効性に関するものであるから、それを判断する権限はないとしてこれを忌避した。その結果、事案はスイス政府の介入によりへ一グの国際司法裁判所に提起され

たが、スイス政府は、ユーゴが契約締結後に発効した法律を援用することに よって、 当該契約条項の要件を無視したことの当否に対する判断を要求した。 これに対して、ユーゴは、R社がユーゴ法にもとづく国内的救済をつくして いないとの抗弁を提起したが、R社の方は、仲裁条項の目的は国内裁判所で の救済を全く排除しようとするところにあるのであって、事実、「上訴は訴さ れない」という規定もあるため、ユーゴの抗弁は認められないと主張した。 ユーゴは、これについて、仲裁条項の目的は紛争をできるだけ仲裁に付すと いうことだけであって、国内裁判所の救済を全く排除するものではないと反 論した。ユーゴの主張は、R社とユーゴ政府との関係がユーゴの国内法によ って支配されていることを根拠として、その仲裁条項に関連するすべての事 項がユーゴ法によって規制されなければならないとし、またその仲裁判断も ユーゴ裁判所により取消されることもありうるから、R社としては、その審 判人の管轄権の有無に関する請求をユーゴ裁判所に提起すべきであると主張 して譲らなかった。このように、仲裁手続がユーゴ法にもとづいてなされる ことが明らかな場合には、その手続の履行にともなう国内的救済手段、すな わちその手続に関連する救済手段だけはつくさなければならないという考え 方が支配的のようである。この解釈に対する国際司法裁判所の判断は遂に得 られなかった。

以上のユーゴとスイスの主張がそのまま引用されたのが、1960年にフランスのB会社とレバノン政府との間のコンセツション協定にもとづく仲裁条項の有効性に関する争いである。

「コンセツション協定の条項の履行または解釈に関し、B社と行政府との間に生ずるいかなる紛争も、コンセツション所有者がその紛争を仲裁委員会に付託するよう留保しているその権利を行使しない場合のみ、権限ある行政裁判所に提起されるものとする。……各当事者により任命された2人の仲裁人が第3の仲裁人を指名することになるが、その指名がなされないときは、フランス最高裁判所副長官により指名されるものとする。」

当時、レバノンとフランスとの間には、レバノンが自国内のフランス会社 のコンセツションに対して適切な措置を講ずることに同意した1948年の双務 条約が結ばれていたにもかかわらず、1956年にレバノン政府は、一方的に上 記条約にもとづいて一定の課税免除をうけていたフランス会社が1952年度か らさかのぼって所得税その他の税を支払うよう決めた法律を施行した。B社 はその免除を求めてレバノン政府と交渉を重ねたが、その甲斐なく、結局、 その事案は国際司法裁判所で争われることになった。レバノンがコンセツシ ョン協定に定められている仲裁による紛争の解決を拒否したことは、1948年 条約の違反であるとともに、一般国際法上の裁判拒否にもなるという点をフ ランスが主張したのに対して、レバノンは、国内的救済手段の原則を理由に**、** B社がレバノン民事訴訟法にしたがってレバノン国内裁判所に提訴すべきで あり、たとえ仲裁条項があっても仲裁拒否に対する救済手段および課税に関 する救済手段は存在していたのであるから、それらをつくすべきであると抗 弁した。フランス対レバノン事件が前述のスイス対ユーゴ事件と異なる点は、 その仲裁条項がレバノンの国内法によって支配されていない点であった。こ のように仲裁手続が現地の国内法に支配される旨の明らかな合意のないかぎ り、たとえ仲裁に関連する国内的救済手段といえどもそれをつくす必要はな いというのが一般的な見方である。

かの有名なアングロ・イラニアン石油会社事件も仲裁手続がイランの国内 法によって規制されていない場合の紛争であった。すなわち、英国は、1933 年のコンセツション協定に仲裁条項があるため、アングロ・イラニアン石油 会社はイラン国内裁判所に提訴する義務はない旨を主張したのに対して、イ ラン政府は、国有化法により協定そのものが取消されうる状態にあるため、 仲裁は通常の救済手段ではなくなり、イランの国内裁判所にまず提訴すべき であって、その管轄裁判所に補償問題を審理する権限が与えられるのである と抗弁した。

以上の3つの事案は、そのいずれも国際司法裁判所に付託されたにもかか

わらず,いまだに明確な判断が下されていないほど,国際契約上の仲裁条項 と国内的救済手段の原則との関係が曖昧であった事実にかんがみて,世銀条 約がこれを規定したということは一つの大きな進歩といえるのではないか。

7. 国家による外交上の保護

被投資国が外国私企業に対して直接国際的管轄 (international judisdictions) に依拠する方法を認めることにより、私企業との間にセンターの管轄への紛争付託について合意が成立した場合は、その紛争物件に関して、私企業側は自国政府の支持 (espouse) を求めることを許されないことになり、また国家側としてもそれに支持を与えることは認められないことになっている。第27条では、締約国の国民と他の締約国がこの条約にもとづく仲裁に付託することに同意したかまたはそれに付託した紛争に関して、締約国の主権国家固有の外交上の保護 (dipromatic protection) を与えたり、または国家間の請求権 (international claim) を行使することを禁じられている。ただし、紛争当事者である国がその紛争に関して行われた仲裁判断にしたがわない場合はこの限りではない。この場合の外交保護権とは、外国にいる本国人の生命、財産等が侵害された場合、本国は、相手国に対して自国民のうけた損害について外国の不法行為による責任を追求し、その救済を求めるという主権国家固有の権利のことであって、わが国では具体的には外務省設置法により明記されている。

国家と他国民との間の投資紛争は、もはや外交保護権の行使によっても効果的な解決が期待できないという考えから、本条約の構想が実現したのであって、したがって、本条約にもとづく解決方法と外交保護権の行使による方法とは全く異質のものである。紛争が仲裁にかかっている間は、外交保護権を行使できないことはもちろんのことであるが、締約国が同意した仲裁手続にもとづいてなされた仲裁判断を履行しないような場合には、外交保護権を行使できることは、第27条により明記されているとおりである。さらに、本

条約による手続規定は、いうなれば民事上の問題であって、当然外交保護権 には関係のないことはいうまでもない。

しかしながら、本条約の適用の対象となるケースのうち、外交保護権の行使の可能なものは、外国投資のなかでも相手国の公権力の発動の場合に限られるものと解せられる。この国家の公権力の発動の態様を考えると、国家が私企業間の経済関係を第3者として侵害する場合に、それが合法的な公権力の発動のときは損失補償の問題が生じ、非合法的な場合には、行政上の不法行為責任を追求することにより損害賠償の問題となりそうである。同じ公権力の発動といっても、国家が私人としての立場で、他国の私企業と私経済関係にある場合には、すでに紛争の性質と内容の項で述べたとおり、被害をうけた企業は自国の外交保護権の行使に依頼するまでもなく、本条約により十分解決されるようでなければならない。

第26条にいう「別段の意思が表示されない限り」とは、具体的にはどういうことを意味しているのか。これは、すでに前節で述べたとおりであるが、紛争を本条約にもとづく仲裁に付託することに同意する当事者がその同意を与えるに際して、たとえば、センターの管轄に付託する以前に、その付託の対象となる紛争について国内法上の手続によるかまたは一定の期間内に国家間の外交接渉によるかのいずれかによって、紛争の解決を図ることを他の当事者に要求する権利を留保したような場合、または紛争当事者の司法上の手続によってその紛争を解決するための裁判等の措置をつくすことをセンターへの付託の条件とするというような意思表示を行う場合が考えられる。しかし、本条約にもとづく仲裁に付託する旨の両当事者の合意は成立したが、すでに同一訴訟物についていずれか一方の国の司法裁判所に訴訟が係属していた場合にはどうなるかという問題は、結局以上の合意の存在が明らかであれば、それが多くの国で認められている民事訴訟法上の妨訴抗弁になるかどうかということである。したがって、被告の抗弁があれば、現に係属している訴えは外交保護権を行使するまでもなく却下されることになるものと考えて

よい。また、そうでなければ本条約を批准しても、その運用次第によっては あまり効果が期待できないのではないかと杞憂される。

以上のように、本条約は、国家と私企業の利益を公平に尊重しているので、 国際民間投資の促進に大きな役割を果すものと考えられるが、いずれにして も投資紛争を仲裁によって解決しようという試みは、国家間のみならず、国 家と私企業との間の国際的なパートナーシップの精神がなければ、とうてい 成功の見込みはないものといいうる。(昭和42年10月18日脱稿)